

倉敷平成病院 訪問リハビリテーション

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人全仁会が開設する倉敷平成病院訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士その他の従業者(以下「理学療法士等」という。))が要介護状態又は要支援状態にあり医師が指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)(以下「訪問リハ」という)の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問リハを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
- 2 従業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - 3 訪問リハの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、自らその提供する訪問リハビリ事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称、所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は、つぎのとおりとする。
- (1) 名称 社会医療法人全仁会 倉敷平成病院
 - (2) 所在地 岡山県倉敷市老松町4丁目3-38

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 訪問リハに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 医師 1名以上(常勤1名以上、倉敷平成病院常勤医師との兼務)
医師は訪問リハビリテーション計画を作成するに当たって必要な診療等を行う。
 - (2) 理学療法士 3名以上・作業療法士 2名以上・言語聴覚士 1名以上
理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日を除く。
 - (2) 営業時間 9時から17時までとする。但し、土曜日は12時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

- 第6条 訪問リハの内容は次のとおりとする。
- (1) 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション
 - (2) 訪問リハビリテーション計画の作成
 - (3) 利用者又はその家族に対して、指導又は説明
 - (4) 診療記録の作成、医師への報告

(利用料)

第7条 利用者負担の額は次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、当該訪問リハビリサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 訪問リハビリサービスを提供するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、重要事項説明書等を説明し、その趣旨の理解を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市(児島地区を除く)・総社市(常盤・清音・神在地区)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者に病状の急変が生じた場合、その必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。また、必要な場合には、利用者及び保護者が指定するものに対し、緊急に連絡を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための担当者を選任し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年一回以上)
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族から同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業者の質向上のため、その研修の機会を確保する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする
- 4 利用者、家族は提供されたサービスに対し苦情がある場合は、いつでも下記の窓口に応じ、出ることができる。苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上、改善に努める。

担当者 倉敷平成病院指定訪問リハビリテーション 荻野 誉子
連絡先 086-427-1111

この運営規程は、平成20年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成22年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成22年12月1日から施行する。
この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成25年10月1日から施行する。
この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。
この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成30年8月1日から施行する。
この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。
この運営規程は、令和3年12月1日から施行する。
この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

